

「千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

市では、工業系の用途地域内において、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業などの特定工場に係る工場敷地内の緑地面積の割合（以下「緑地面積率」という。）などを千葉市工場立地法地域準則条例（平成20年4月1日施行）にて規定しております。このたび、緑地面積率にかかる規定の緩和を検討し、同条例を改正します。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

産業支援課（市役所2階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。ホームページでご覧になる場合は、以下のURLからご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成25年11月15日（金）～12月16日（月）（必着）

・募集方法

「千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）」に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所産業支援課
- 2 F A X：043-245-5590
- 3 電子メール：sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：産業支援課（市役所2階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成26年1月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市経済農政局経済部産業支援課

電 話 043-245-5276

ファクシミリ 043-245-5590

電子メール sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp